

滞納市税でお悩みのかた

税務課管理収納係 ☎ 25 1132
伊勢県税事務所納税課 ☎ 0596 27 5127

県・市町による共同滞納整理について

鳥羽市を含む南勢志摩地域の3市4町と伊勢県税事務所では、11月と12月の2か月を「差押強化月間」と位置付け、地方税の滞納整理に取り組みます。

何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはなりません。それどころか延滞金の増加、勤務先や取引先への調査、差し押さえ・公売などの不利益を受けることになりますので、早めに窓口や電話で相談してください。

鳥羽市の滞納市税に対する取り組み

納税することができるにもかかわらず納期限を過ぎてても市税等を納税していないかたに、地方税法などで定められた滞納処分を実施します。

その場合は、勤務先などへ調査を行った後、給与・売掛金の差し押さえを実施するなどの滞納整理または三重地方税管理回収機構に徴収権の移管を行います。

三重地方税管理回収機構とは

県内市町の滞納地方税の徴収を専門に行う組織として設立されました。県内各市町の滞納整理事案を引き受け、専門的な手法を駆使しながら、迅速な滞納整理を行っています。

鳥羽市の直近3年の移管状況は、次のとおりです。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移管件数	11件	3件	9件
徴収額	22,153,757円	4,706,319円	6,872,226円

三重地方税管理回収機構への移管状況

平成16年の機構設立以降、移管した案件は、延べ約200件で、徴収額は約3億円となっています。

放置しないで相談を

「けがや病気」「失業」など、やむを得ない事情により一時的に納税することが困難な場合には、市税については鳥羽市税務課（市役所西庁舎2階）、県税については伊勢県税事務所まで相談してください。

※市税務課では、事前に予約すると平日（祝日を除く）の午後8時まで「夜間納税相談窓口」を利用することができます。

納税相談窓口の開設

事前予約不要で、納税相談窓口を開設します。気軽に相談してください。

と き 12月13日（金） 午後5時15分～6時15分

と ころ 市役所西庁舎2階・税務課

税を考える週間 ～これからの社会に向かって～

11月11日～17日

国税庁では、租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日から17日までの1週間を「税を考える週間」とし、納税意識の向上に向けたさまざまな取り組みを実施しています。

◆「税を考える週間」の特集ページ

国税庁ホームページに国税庁の取り組みを紹介するページを開設します。

◆講演会や説明会

国税局や税務署による大学生や社会人向けの講演会や説明会を全国各地で開催します。

◆各種イベント

関係民間団体などによる講演会や税の作品展など、全国各地で行われます。

国税庁は税務行政のDXを推進しています

- ◆「あらゆる税務手続きが、税務署に行かずにできる社会」の実現を目指しています。
- ◆ 国税庁における、データ分析やAIの活用を進めています。
- ◆ 関係省庁とも連携し、事業者の業務のデジタル化推進に取り組めます。

税を考える週間

国税庁

<https://www.nta.go.jp>
法人番号 7000012050002

